

環境影響評価書案審査意見書

「東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東 京 都 知 事
舩 添 要 一

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京駅前八重洲一丁目東地区市街地再開発準備組合
代表者：理事長 加藤 一男
所在地：東京都中央区八重洲一丁目 7 番 1 3 号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業
種 類：高層建築物の新築
- 3 対象事業の所在地
東京都中央区八重洲一丁目 6 番の一部、7 番の一部、8 番の一部及び 9 番

第 2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意す

るとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、これらの数値が高く、計画地に隣接して商業施設等があることから、建設機械の稼働に当たっては、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、騒音・振動の低減に努めること。
- 2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、現状においても環境基準を超えている地点があることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、騒音の低減に努めること。

【景観】

壁面は意匠上の分節化により視覚的な変化をつけることや透明感や軽快さを表現としたデザインを主体として周辺景観との調和を図ることなどにより圧迫感の軽減に努めるとしているが、圧迫感軽減の効果を分かりやすく説明すること。